

姫路獨協大学看護学部規程

(平成28年7月28日制定)

改正 平成31年 3月28日

(趣旨)

第1条 この規程は、姫路獨協大学学則（以下「学則」という。）に基づき、看護学部（以下「本学部」という。）の授業科目、履修方法及び試験等について必要な事項を定めるものとする。

(学科)

第2条 本学部に、看護学科を置く。

(全学共通科目)

第3条 全学共通科目に関する事項は、姫路獨協大学全学共通科目履修規程の定めるところによる。

(授業科目の種類及び単位)

第4条 本学部の授業科目（専門教育科目）の名称及びその単位数は、学則に定めるとおりとする。

(単位の計算)

第5条 各授業科目の単位は、次の基準により行う。

- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、30時間をもって1単位とすることがある。
- (2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、15時間をもって1単位とすることがある。
- (3) 実験、実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、40時間又は45時間をもって1単位とすることがある。
- (4) 前項の規定に関わらず卒業論文については、その作成に必要な学修等を考慮して単位数を定めることがある。

(履修要件)

第6条 学生は、学則に定めるところにより、124単位以上を修得しなければならない。

(授業科目の履修)

第7条 学生は、履修する授業科目につき、学期の初めの指定の期日までに所定の履修届を学部長に提出しなければならない。

2 学生は、他の学部の授業科目を履修しようとするときは、学部長を経て、当該学部長又は学群長の許可を受けなければならない。

(単位の授与)

第8条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(試験)

第9条 試験は、各授業科目について、その授業の修了する学期又は学年末に行う。

2 前項の試験は、その授業のある学期又は学年中に随時行う考査をもって替えることができる。

3 試験を受けようとする学生は、指定の期日までに所定の受験届を学部長に提出しなければならない。

4 学生は、別に定めるところにより、試験を欠席したときは追試験を受けることができる。不合格となった者に対し再試験を行うことがある。ただし追試験の再試験は行わない。

(成績)

第10条 成績は、優(80点以上)、良(70点以上)、可(60点以上)、不可(60点未満)とし、優、良及び可の成績を合格とする。

2 履修した授業科目については授業時間の3分の2以上出席しなければ、当該授業科目の試験を受けることができない。

3 成績は、その授業のある学年又は学期中に随時行う考査の結果を考慮して評価することができる。

(卒業の資格)

第11条 所定の期間在学し、第6条の履修要件をみたした者に、別に定めるところにより、学士の学位を授与する。

(科目等履修生)

第12条 科目等履修生について必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、教授会が定める。

附 則 (平成28年 規程第14号)

この規程は、平成28年7月28日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則 (令和元年 規程第16号)

この学則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、平成31年度以前の入学者については、なお、従前の例による。